

一般
 特定 貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書

令和 年 月 日

中国運輸局岡山運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
(連絡先・担当者：)

貨物自動車運送事業法第9条第3項(第35条第6項準用)及び同法施行規則第6条(第24条準用)の規定によりお届けいたします。

1. 住所、氏名又は名称、代表者名 届出者に同じ
2. 変更しようとする事項 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数
[増車 減車] 各営業所に配置する運行車の数

① 種別(普通自動車)

新 旧 の 別 内 訳 営業所名	新					旧				
	普通	小型	けん引車	被けん引車	計	普通	小型	けん引車	被けん引車	計
県内総車両数										

② 増・減車の明細

増・減車別	所属営業所	内 訳	最大積載量	車体の形状	備 考

3. 増車(減車)実施予定日 令和 年 月 日

4. 変更を必要とする理由

添 付 書 類

1. 認可車庫の位置及び収容能力(増車営業所分のみ)

営 業 所 名	車 庫 の 位 置	収 容 能 力
営業所		m ²
営業所		m ²
営業所		m ²

2. 増車後必要となる車庫面積(増車営業所分のみ)

(営業所)

積 載 ト ン 数	1両あたりの必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m ²	両	m ²
2.0トンロング超~7.5トンまで	28 m ²	両	m ²
2.0トンロング	20 m ²	両	m ²
2.0トンまで	15 m ²	両	m ²
		両	m ²

(営業所)

積 載 ト ン 数	1両あたりの必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m ²	両	m ²
2.0トンロング超~7.5トンまで	28 m ²	両	m ²
2.0トンロング	20 m ²	両	m ²
2.0トンまで	15 m ²	両	m ²
		両	m ²

(営業所)

積 載 ト ン 数	1両あたりの必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m ²	両	m ²
2.0トンロング超~7.5トンまで	28 m ²	両	m ²
2.0トンロング	20 m ²	両	m ²
2.0トンまで	15 m ²	両	m ²
		両	m ²

別紙(増車を行う営業所がある場合は添付してください。減車のみを行う場合は不要です。)

中国運輸局 岡山 運輸支局長

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。) はい いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称
代 表 者